

2018年全連総会で採択された要望 事項及び審議結果と要望への回答

< 要望事項 >

神奈川県

戸籍法第49条第2項第1号を削除し,出生届における,嫡出子,嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。戸籍法第13条第4号及び第5号の規定を改正し 戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止するとともに,性別欄を設けることを要望する。

(理 由)

平成25年9月4日,最高裁大法廷は,14名の裁判官全員一致で,婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定(民法第900条第4号ただし書前段)を憲法違反と決定した。既にこの規定は,同年12月の臨時国会で改正され,発効している。法務省において同時に出生届の嫡出子,嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」が準備されたが,一部与党の合意が得られず,提出されなかった。

平成25年9月26日に最高裁第一小法廷は,戸籍法上のこの規定を合憲と判断したが,その中身は「違法とまでは言えない」と述べるものの「この欄が必要不可欠とは言えない」と明言している。加えて,櫻井裁判官から立法において見直すべきという補足意見も付されている。

また,近年,諸外国においても婚外子差別の撤廃が進み,嫡出子,嫡出でない子の区別自体が,子どもへの不当な差別であるとして,婚外子を意味する言葉を削除する法改正が進んでいる。我が国の戸籍法の規定は,既に改正された相続分差別規定とともに 国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告され,婚外子の人権尊重のために 一刻も早い法改正が望まれている。

平成16年11月には 続柄の記載方法が変更され,婚外子も「長男・長女」式の記載方法となったが それ以前(平成16年10月まで)に出生届が提出された婚外子の戸籍の続柄は,「男」「女」と記載されており,婚外出生が明らかに判るものとなっている。本人又は,母の申出により記載の変更は可能だが,現に婚外子差別がある中で,自ら名乗り出るには困難が伴う。また国や行政による広報もほとんどなされていないため,制度改正を知らない人も大勢い

る。

戸籍の続柄欄に出生順に序列を付けた記載をしていたのは、家督相続の順序を明確にするためのものであり、戦後に家督相続制度が廃止された以後は意味のないものである。しかし、現在の続柄の記載方法では、婚外子の出生届が提出されるたびに、出生順の序列を付けるため出生子の母の出産可能年齢まで遡って調査しなければならないなど、自治体に無意味な事務作業を強いることになる。

婚外子差別を誘発しかねない要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を撤廃して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。したがって主文のとおり要望する。

〈審議結果〉

要望する。

＜法務省民事局回答＞

戸籍法(昭和22年法律第224号)第49条第2項第1号に掲げる「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載については、現在においても、出生届書の当該記載が戸籍事務の便宜に資するものと考えられることから、御要望には応じ難い。

また、戸籍法においては、戸籍を単に性別を記載するのではなく、続柄を記載すべきとされるところ、長幼の序も人の身分事項として公証してきた歴史的経緯から、続柄を記載することに多くの国民のコンセンサスが得られているものと考えられていることから、御要望には応じ難い。

*上記文書は、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会編
月刊『戸籍』令和元年6第969号」に掲載されたものです。